

四国森林管理局公告

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 6 第 1 項の規定に基づき下記の樹木採取区の指定に当たり、次のとおり案を縦覧に供します。

なお、樹木採取区の案について、縦覧期間中四国森林管理局長に意見を提出することができます。

令和 3 年 7 月 20 日
四国森林管理局長

1 縦覧に供する樹木採取区の案

(1) 樹木採取区の名称

四国 1 四万十川上流樹木採取区

(2) 樹木採取区の所在地

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

(3) 樹木採取区の面積

樹木採取区的面積 290.86 ha

採取可能面積 114.30 ha

備考：面積は、森林調査簿（令和 3 年 4 月 1 日時点）の小班面積及び国有林 GIS 等の計測による。

(4) 区域図及び区域位置図

別紙 2 のとおり。

2 縦覧場所

(1) 四国森林管理局ホームページ

アドレス

https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/sigenkatuyou/forest_right/index.html

(2) 四国森林管理局計画課

〒780-8528 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 3 番 30 号 TEL 088-821-2100

(3) 四万十森林管理署 1F 閲覧室

〒787-0003 高知県四万十市中村丸の内 1707-34 TEL 0880-34-3155

3 縦覧期間

縦覧期間 令和 3 年 7 月 20 日（火曜日）から令和 3 年 8 月 18 日（水曜日）まで
（ただし、平日の 9:00～17:00 まで）

4 意見書の提出

樹木採取区の場合に意見がある者は、次に定めるところにより、四国森林管理局長に対し、理由を付して、意見書を提出することができます。

(1) 提出先

郵便： 〒780-8528 高知県高知市丸ノ内1丁目3番30号
四国森林管理局長（計画課扱い）宛
E-mail： shikoku_keikaku@maff.go.jp

(2) 提出期限

縦覧期間が満了する令和3年8月18日（水曜日）17時までに必着としてください。

(3) 意見書の記載事項

ア 意見のある樹木採取区の名称を記載してください。

イ 意見提出者の氏名、住所、電話番号、職業（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、電話番号、団体の目的）を記載してください。

ウ 意見及びその理由は、具体的かつ簡潔に日本語で記載してください。

(4) 意見書の提出方法

郵便又はE-mail（共に上記（2）の期限を厳守してください。）

(5) 意見の取扱い

提出された意見は、樹木採取区を指定するための参考とし、樹木採取区の指定の公示の際に意見の要旨とそれに対する考え方を公表します。

なお、意見提出者の氏名等は一切公表しません。

5 参考情報

(1) 本樹木採取区に設定することが見込まれる樹木採取権の存続期間の案
10年程度

(2) 森林資源の状況（令和3年4月1日現在）
別紙3のとおり。

(3) 林道等の状況（令和3年4月1日現在）
別紙4のとおり。